

会 議 録

会 議 の 名 称	第 5 回白岡市地域クラブ活動運営協議会会議
開 催 日	令和 6 年 9 月 1 2 日（木）
開 催 時 間	午後 6 時 3 0 分 開会 ・ 午後 7 時 5 3 分 閉会
開 催 場 所	白岡市役所 3 階 庁議室
会 長 の 氏 名	古 川 修
出席者（委員等）の氏名	古 川 修 中 村 豊 小 林 大 輔 花 車 進 矢 増 田 陽 一 新 井 範 夫 大 山 美智子 柴 崎 憲 一 吉 村 吉 美 藤 井 亮 輔 金 子 美津江 三 石 尚 三 宅 誠 吾 清 藤 繁 小 島 正 樹 (1 5 名・敬称略)
欠席者（委員等）の氏名	小 柳 雄 二 (1 名・敬称略)
説 明 員 の 職 ・ 氏 名	教育部長 長谷川 亘 生涯学習課長 小 船 伊 純
事 務 局 職 員 の 職 ・ 氏 名	教育指導課指導主事指導担当 佐 井 純一郎 教育指導課指導主事指導担当 眞 中 拓 美 教育指導課主幹学務担当 鈴 木 周 作
運 営 団 体	白岡 S p o r t - V e r e i n 代表 田口 嘉章氏
会 議 次 第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 (1) 指導者の謝金、旅費及び受益者負担等について (2) 保護者説明会について (3) 合同硬式テニス体験会の開催について 4 そ の 他 5 閉 会
配 布 資 料	別添のとおり
傍 聴 者 数	2 人

1 開 会（古川会長）

出席委員 15 名、白岡市地域クラブ活動運営協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、定足数に達しており開会を宣言した。

2 あいさつ

古川会長からあいさつを頂戴した。

3 議 事（古川会長）

(1) 指導者の謝金、旅費及び受益者負担等について

(2) 保護者説明会について（教育指導課 佐井指導主事）

会議資料に基づき、関連があるため(1)及び(2)について説明した。

（古川会長）

○まずは、指導者の謝金について、意見を伺いたい。

（A 委員）

○吹奏楽について、現在の 3,500 円から 2,000 円に引き下げることになるが、前回会議の際に、運営団体から「指導者の確保に自信がない」と発言があったと認識しているが、大丈夫か。

⇒（事務局）まずは、2,000 円で依頼していただきたいと考えている。ただし、指導者の確保が難しいということであれば、他の種目の指導者謝金の引下げ率が 80%となっていることから、3,500 円の 80%の 2,800 円を上限として探していただきたいと考えている。

⇒（田口氏）依頼する際に、1 時間当たりの謝金の金額を提示している。2,000 円ではやらないといった方にだけ、では 2,800 円ではどうか、ということはいえない。2,000 円でやるといった人には 2,000 円、やらないといった人には 2,800 円という訳にはいかない。また、事務局の説明で、指導者ライセンス保有者 4 名と説明があったが、実情は 12 名である。その線引きを調整する必要がある。

（A 委員）

○指導者謝金については、改めて教育委員会と運営団体で調整をお願いしたい。しかしながら、謝金が高い金額になることによって、受益者負担額に影響が出ないようお願いしたい。

⇒（事務局）了解した。また、ライセンス保有者については、運営団体から情報提供いただいたライセンスを確認させていただき、指導者ライセンスと審判ライセンスとがあり、指導者ライセンスの方 4 名のみ 2,000 円とさせていただいている。

（古川会長）

○吹奏楽の指導者の謝金については、2,000 円ということによろしいか。

（A 委員）

○2,000 円で問題ないと思うが、3,500 円から大きく下がって

しまうため、運営団体については、指導者の確保に厳しい現状があると思うが是非指導者確保に努めいただきたい。

(古川会長)

○指導者のライセンスについては、教育委員会と運営団体で調整をお願いしたい。

⇒(事務局) 了解した。

⇒(田口氏) バスケットボール協会のライセンス保有者が3名、テニス協会のライセンス保有者が3名、剣道連盟の段位所持者が3名、プログラミングのアドミニストレーター有資格者が1名となっている。

(古川会長)

○事務局としては、こういった扱いをするのか。

⇒(事務局) 基本的には、指導者ライセンス保有者4名と考えている。

(古川会長)

○指導者資格保有者については2, 000円ということで、指導者の資格の線引きについては、教育委員会と運営団体で調整をお願いしたい。

(B委員)

○前回会議資料では、指導者41名となっているが、現在話に挙がっている12名との差は。

⇒(事務局) 指導者41名のうち、資料に記載のある「・スポーツ協会公認ライセンス資格者(4名)、元プロ(2名)」「・吹奏楽団員(計2名)」となっており、真ん中の「・その他指導者(兼職兼業含む)」というところが、残りの33名となる。

(C委員)

○スポーツ協会の資格について、各協会が認定している指導者資格や各連盟が発行している指導者資格があると思う。ライセンスの中身を精査した上で、その線引きについて、きちんと調整していただければ良いと思う。

指導者資格ありとした場合は、2, 000円で良いと思う。

(古川会長) 協会や連盟によって指導者資格に違いがある。また、剣道においても、何段から2, 000円とするのかについて、調整をお願いしたい。

(D委員)

○例を挙げると、硬式テニスとソフトテニスの指導者資格は違い、また、指導者の資格と審判の資格も違うものである。硬式テニスの指導者資格を持っていたとしても、ソフトテニスの指導者として指導できない。

(古川会長)

○前回会議では、一律1, 600円ということでまとまっていたが、教育委員会側としては、指導者資格があるものについては2, 000円としたいということだが、いかがか。

⇒(各委員) 了承。

(E委員)

○今まで2, 000円の謝金であったところから、1, 600円に謝金が

下がり、指導者がいなくなってしまった場合は、その種目はどうするのか。

⇒（事務局）その場合は、合同クラブという形を考えていきたい。

（F 委員）

○吹奏楽団員について 2, 0 0 0 円となっているが、以前が 3, 5 0 0 円とスポーツの指導者に比べて高かったから、今回も差をつけて 2, 0 0 0 円としているというのは、根拠としては乏しいのではないか。

⇒（事務局）吹奏楽については、パート毎に指導できれば良いが、専門パートではない部分も指導してもらうことになり、種目の特殊性を鑑みて 2, 0 0 0 円とさせていただいた。
また、指導者のライセンスについては、改めて運営団体と調整したいと考えている。よって、調整の結果、資料に記載の人数が 4 名から変更になることもある可能性があるが、受益者負担の金額については変更なくいきたいと考えている。

（古川会長）

○指導者が見つからなかった場合については、先程、合同という方法があると説明があったが、他のいろいろなやり方を考えていただければと思う。

⇒（事務局）合同で行うことも含めて検討していく。ただし、一旦、合同ではじめた後に、指導者が見つかったので合同をやめて学校の地域クラブに戻るとなると、生徒に迷いが生じたりすることがあると思う。そういったことがないようにしていきたい。

（E 委員）

○以前、指導者が辞めてしまい数か月間、休日の活動ができないことがあった。そういったことがないように、また、合同で行うことに不満を持つ保護者、生徒が出てくるかも知れない。事務局からも話があったが、合同で行っていたものが、指導者が見つかったから元の学校での活動に戻るということも、保護者にも生徒にも混乱が生じかねないため、きちんと検討した上で決定していただきたい

（古川会長）

○指導者旅費（交通費）について、意見を伺いたい。

（事務局）

○多くの指導者が市内にお住まいということもあり、「一律 月 1, 0 0 0 円」とさせていただいた。数名は市外にお住まいのため、その方々は距離別に設定したいと考えている。また、練習試合や大会等で市外に行った時についても別途交通費を支給する予定である。

（田口氏）

○今の説明の場合、市外の指導者と契約する際に交通費の記載ができない。自宅から学校までの距離であらかじめ設定するか、最寄りの駅から白岡駅までの電車賃相当額とするか、決めていただきたい。

⇒（事務局）今後、調整させていただく。

（A 委員）

○前回会議で、「市内の方は一律に 300 円で、市外の方については、距離別で支給する。」と決定したと認識している。それが、「全員 一律 月 1,000 円」となったのはなぜか。また、距離別の算出方法を定めて、運営団体も指導者と契約すべきと考える。

（古川会長）

○全ての指導者が距離別の金額ということに賛同していただいたと認識していた。「一律 月 1,000 円」ではなく、改めて距離別の金額を提示していただきたい。

⇒（事務局）了承。

（古川会長）

○受益者負担、活動回数について、意見を伺いたい。

⇒（各委員）特に意見なく、了承。

（古川会長）

○保護者説明会について、意見を伺いたい。

（G 委員）

○説明会は、10 月 5 日（土）9 時 30 分からの 1 回だけの開催か。この日時に参加できない方に対し、動画を配信するなどしていただきたいと考える。

⇒（事務局）一定期間、動画配信することについて検討する。

（古川会長）

○「(3) 合同硬式テニス体験会の開催について」、事務局に説明を求める。

(3) 合同硬式テニス体験会の開催について（教育指導課 佐井指導主事）

会議資料『「合同硬式テニス」体験会の開催について』及び「地域クラブ活動実態調査アンケート」に基づき、説明した。

（古川会長）

○合同硬式テニス体験会の開催について、意見を伺いたい。

（B 委員）

○地域クラブ活動の種目については、学校の部活動ではないものを行っても良いのか、また、複数の種目を行っても良いのか、確認させていただきたい。

⇒（田口氏）現在も複数の地域クラブに入っている生徒がいる。また、学校の部活動ではないことをやっている生徒もいる。なお、複数の種目を行う場合は、複数分の受益者負担をいただくこととなる。

（古川会長）

○合同硬式テニス体験会の開催については、了承することよろしいか。

⇒（各委員）了承。

（事務局）

○本日いただいた意見に基づき、改めて教育委員会内で調整させていただ

く。また、運営団体とも早急に調整させていただき、反映させ修正した決定事項及び保護者説明会資料を、本日の会議録と併せて来週中にはお送りするので、御確認いただきたい。

(古川会長)

○全体をとおして、何か確認しておきたいことはあるか。

(H委員)

○保護者説明会資料の21ページに、今までは国から補助金があり、補助金がなくなるからである旨を記載していただくことで、保護者も受益者負担について納得するのではないか。

⇒(事務局) 御意見を反映させた形で修正させていただく。

(古川会長)

議事を終了し、委員の協力に謝意を示し、議長の職を降りる。

4 その他 (佐井教育指導課指導主事)

費用弁償について、1日1,300円(本日の出席分)を10月2日または9日に支払う予定である旨を説明した。

また、次回(第6回)運営協議会会議について、委員の都合を確認の上、11月28日に開催することとし、会場を確認の上、後日改めて開催通知を送付する旨を説明した。

5 閉 会 (佐井教育指導課指導主事)

閉会を宣言した。